



## Osaka Gakuin University Repository

Title	同文館論争における保守派の再検討 －楊廷熙の上奏を中心に－ A Re-examination of the Conservative Faction in the Tongwen Guan Controversy: Focus on Yang ting-xi's Report to the Throne
Author(s)	根無 新太郎 (NENASHI SHINTARO)
Citation	大阪学院大学 国際学論集 (INTERNATIONAL STUDIES), 第 34 巻第 1・2 号 : 29-51
Issue Date	2023.12.31
Resource Type	Article/ 論説
Resource Version	
URL	
Right	
Additional Information	

## 同文館論争における保守派の再検討 －楊廷熙の上奏を中心に－

根 無 新太郎

### A Re-examination of the Conservative Faction in the Tongwen Guan Controversy: Focus on Yang ting-xi's Report to the Throne

NENASHI SHINTARO

#### *ABSTRACT*

In the latter half of the nineteenth century during which there was a Qing dynasty movement to adopt Western learning, the Tongwen Guan (同文館) was established at the initiative of the Zongli Yamen (総理衙門). Although the Tongwen Guan was a language school, in 1866, the Zongli Yamen submitted a plan to create an affiliated institution known as the Tianwen suanxue Guan (天文算学館). The plan indicated that Tianwen suanxue Guan was to provide courses in astronomy and mathematics and its teaching staff was to consist of Westerners. The students admitted to the Tianwen suanxue Guan were to be government officials who passed the imperial examination. However, the submission of this plan embroiled Qing dynasty officials in a dispute.

Three people – Zhang sheng-zao (張盛藻), Wo ren (倭仁), and Yang ting-xi (楊廷熙) – have been named as the principal individuals who were opposed to the Zongli Yamen plan. The issue that unified their opposition was the idea that scholar-officials who studied Confucianism and passed the imperial examination should not learn about technical fields like astronomy and mathematics. This showed their obvious disdain for technology and technical specialists. Simultaneously, it also displayed their aversion to studying technical topics under Western teachers because they viewed Westerners as barbarians. Their disdain and aversion were based on

traditional Chinese values. In the previous research over the Tongwen Guan, the three dissenters who held these views were bundled together and discussed as the conservative faction that was contrasted with the modernization being striven for by the Zongli Yamen.

However, if one examines the views of each of these three individuals separately, one sees that both the emphasis of their arguments and their aims differ. Zhang sheng-zao had a clear disdain for technology, while the basis of Wo ren's view was hostility toward and an aversion to Westerners. The views of these two individuals were based on their standpoint as officials who passed the imperial examination.

On the contrary, although Yang ting-xi had disdain for technology and Westerners, his opinion that importance should be placed on appointing the best people to the most appropriate positions took precedence over this. The controversy evolved into criticism of the Qing dynasty, which did not appoint and utilize the best available people, and the circumstances that existed in China at the time.

In contrast to Zhang sheng-zao and Wen ro, who criticized the Tianwen suanxue Guan from a traditional stance, Yang ting-xi used criticism of the Tianwen suanxue Guan as a pretext for condemnation of the imperial court and the Zongli Yamen.

The differences between the views of these three individuals can be thought of as being due to their different statuses. Yang ting-xi was a "stand-by staff member" who had lost his post, while Zhang sheng-zao and Wo ren were bureaucrats of the imperial court. What lie behind his view was his discontent and dissatisfaction with his personal circumstances. However, in my discussion of Yang ting-xi's view, I will not simply consider his discontent. Rather, I will attempt to place his view in the context of the political structure of the Qing dynasty.

## はじめに

19世紀半ば、アロー戦争に敗北した清朝では、1861年に外政機構に相当する総理衙門を設立した。総理衙門では皇族の恭親王が首班となり、主に軍事技術の面における西洋化を推進した。いわゆる洋務運動である。

この洋務運動の中に同文館の設置がある。同文館とは、1862年に総理衙門に附設されたもので「一種の外国語学校」であった<sup>1)</sup>。やがて恭親王たちは、1866年には同文館に天文算学館という、天文学と算学を教える施設を附設することを建議した。しかし、この天文算学館の附設は、当時の朝廷内外に論争を引き起こした。それは、先の同文館への入学は八旗の子弟であったのに対し、天文算学館の入学者には「士」「正途」と称された科挙及第者が意図されたためである。

この同文館論争は清末中国における近代化の過程、すなわち洋務という近代化、西洋化に対する伝統、保守の抵抗といった文脈において、これまでに論じられてきた。そして、こうした保守派は「頑固派」とも言われてきた<sup>2)</sup>。そこでは同文館論争は当時の中国社会の実態を表すものとして捉えられてきた。すなわち、伝統的な科挙官僚が上位、体制内にあり、洋務の実践を担う者とされた実務家や技術者が下位、体制の埒外に位置するというものである<sup>3)</sup>。

後に本稿でも述べるように、筆者もこうした先学の見方からは大きな示唆を得、また大体において考えを同じくするものである。ところで同文館論争において、総理衙門の建議に反対を行った主な者として張盛藻、倭仁、楊廷熙の三名が挙げられる。だが先述のように、これまで同文館論争

1) 坂野正高『近代中国政治外交史－ヴァスコ・ダ・ガマから五四運動まで－』東京大学出版会、1982年第2刷、300頁。

2) 例えば、坂野、前掲書、300～301頁、大竹鑑「清末の教育－洋務と教育－」『大谷學報』48巻第3号、1969年、熊月之『西学東漸与晚清社会（修訂版）』中国人民大学出版社、2011年、第6章、李欣然「争于廟堂的道器与中西－同治5、6年間の天文算学館之争」『社会科学研究』2015年第4期、182頁を参照。

3) 当時の清朝における技術、実務への蔑視については岡本隆司「『洋務』・外交・李鴻章」『現代中国研究』第20号、2007年を参照。

は伝統と近代の対立、保守派の抵抗といった文脈から論じられてきた。そのため、これら三名の反対意見について強調されてきたのは、伝統的な科挙官僚が近代化をどのように見、抵抗を行ったかという点であった。そして、その際にはこれら三名の反対派はひとしなみに論じられ、個別の検討が十分に行われてきたとは言い難い<sup>4)</sup>。

だが、詳細は本稿で述べるが、この三名、特に張盛藻と倭仁の二者と楊廷熙の間には地位や論点などにおいて相違があった。例えば、官僚としての地位がそれぞれに異なる。張盛藻と倭仁は朝廷内の官僚として直接に自己の意見を述べた者であるが、楊廷熙は朝廷の外にあり、代奏という形式によってのみ自己の意見を述べ得た。当然のことながら、その地位は前二者に比べて極めて低い。また、共通する部分があるものの、楊廷熙の上奏においては張盛藻と倭仁が述べたこと以外の論点に多く紙幅が割かれている。

そこで本稿では、楊廷熙の上奏を中心にしながら、この三名の意見について、その視点の共通点や相違を踏まえながら検討していく。そして、同文館論争において反対派、保守派と呼ばれた者たちがどのような個々の問題意識の下で意見を述べたのかを探っていく。併せて、それらを改めて清末の政治上の文脈に位置づけることとしたい。また、このような反対派、保守派とされた者たちの再検討を行うことは、清末中国の動向を伝統、或いは近代化といった二項対立的に捉える視座への再検討につながるものと考えられる。

---

4) 反対派を個別に論じたものとして、例えば李細珠『晚清保守思想的原型－倭仁研究』社会科学文献出版社、2000年がある。しかし李細珠氏においても、近代化を推進する「洋務派」とそれに反対する「守旧勢力」「社会的排外主義的民族情緒（186頁）」の争いとして同文館論争を捉え、それを表す人物として倭仁を描いている（李細珠、前掲書、183、186頁）。また、李欣然、前掲論文は、「道」「器」の概念から反対論者三名について論じている。しかし、やはりその視点は伝統と近代の対立にあるものといえる。このような視点から反対派の再評価を行っているものとして、ほかに潘振泰「清季「天文算學館」籌設爭議中的保守性思想分析」『國立政治大學歷史學報』第33期、2010年がある。

## 第1章 朝廷内における論争

本章では、まず同文館論争について先学の成果に依拠しながら、朝廷内における動向を述べていきたい<sup>5)</sup>。

同文館の設立から4年あまり後の1866年末に、総理衙門は「因って思ふに洋人の機器・火器等件を製造、<sup>およ</sup>及び行船・行軍するに、一として天文・算學中より來らざる無し」と述べ、「一館を添設」することを上奏した。そして、この新設の部署には「滿漢の舉人及び恩・拔・歲・副・優貢」並びに「…正途出身の五品以下の滿漢京外各官」を入学させ、西洋人を招聘し、その下で彼らを学ばせるよう具申した。すなわち、西洋人の軍事技術の基礎には天文学と数学があるとし、それを学ぶための部署を同文館に附設し、正途出身者、いわゆる「士」の入学を求めたのであった<sup>6)</sup>。

この上奏はただちに裁可された<sup>7)</sup>。これを受け、翌1867年1月末に総理衙門は再度上奏を行った<sup>8)</sup>。そこでは、総理衙門は天文算學館を附設する

- 5) 同文館論争については、前掲注2と注4を参照。また箱田恵子『外交官の誕生 近代中国の対外態勢の変容と在外公館』名古屋大学出版会、2012年、163～165頁も併せ参照。
- 6) 中國史學會主編『洋務運動(2)』上海人民出版社、1961年、22～23頁「同治5年11月初5日總理各國事務奕訢等摺」。尚、「舉人」とは科挙の第一段階である郷試に及第した者に与えられる称号である。また、「恩・拔・歲・副・優貢」は貢生と称されるものの種類である。貢生は生員（秀才とも称される、地方の府学、州学、県学の学生。郷試に応じる資格を有する）から選ばれて中央の国子監に送られる。大体において、これら挙人と貢生、更に進士（科挙の最終段階である殿試に及第した者）、監生（国子監本来の在學生）、廩生（高官の子弟）、保举（総督、巡撫等による推薦）により官僚となった者を正途出身の官僚とみなす。一方、廩監生（父祖の功績が十分ではなく、一旦、国子監に送られる者）、算學生（後掲注15参照）、胥吏（後掲注35を参照）、捐納（後掲注33を参照）は雑途出身とされ、正途出身者とは嚴格に差別された。（宮崎市定『科挙史』平凡社、1987年、194～196、200～224頁、近藤秀樹「清代の捐納と官僚社会の終末（上）」『史林』第46巻2号、1963年、87～91頁）。
- 7) 中華書局編輯部・李書源整理『籌辦夷務始末（同治朝）』中華書局、2008年（以下『夷務』）、巻46〔1615〕「奕訢等奏擬設館學習天文算學摺」同治5年11月庚申。
- 8) 『洋務運動(2)』23～27頁「同治5年12月23日總理各國事務奕訢等摺」。『夷務』巻46〔1650〕「奕訢等奏酌擬學習天文算學章程呈覽摺」〔1651〕「同文館學習天文算學章程六條」同治5年12月戊申。同文館論争における上奏や上諭は、大体において『洋務

意義や理由、詳細な章程を述べている<sup>9)</sup>。本上奏については、後述の楊廷熙による上奏がこれに反駁する形で行われているため、楊廷熙の上奏を論じる中で改めて触れる。だが、本章で述べる張盛藻や倭仁の上奏もこの上奏に対する反論であるため、本章においてもその概略を述べておきたい。

この上奏の骨子は、富国強兵のために天文学や数学を学ぶことの重要性を指摘し、今後に起こるであろう反対論を予想し、それへの反駁をあらかじめ行うことにあった。そこで「若し夫れ西人に師法するを以て恥と爲す者あれば、其の説尤も謬りならん、夫れ天下の恥、人に若かざるより恥なる莫し」と、天下の恥とは人に及ばないことだと述べて、同時代の日本を例としつつ、西洋人からそれらを学ぶことの重要性、切迫性を訴えている<sup>10)</sup>。また、左宗棠や李鴻章といった督撫による地方での西洋人の雇用と工場の創設に触れ、更に天文や数学は「其の實、法は固より中國の法なり」と、元來は中国由來の学問であったとも述べている。

そして本上奏において、総理衙門が特に注意したものが「或ひは謂へらく製造乃ち工匠の事なれば、儒者之を爲すを屑いさぎよしとせず」とするような反対意見であった。この反対意見は、当時の中国社会における「儒者」と「工匠」、すなわち「士」と「庶」の厳然たる区別、「人を治めるものは、物を作らないという中国においては普通の觀念」<sup>11)</sup>を示すものであった。

そのため、こうした反対意見を総理衙門は特に危惧し、「臣等尤も説有り」と、『周礼』『考工記』を引用し「今日の學、其の理を學ぶなり、乃ち儒者の格物致知の事なれば、並へて學士大夫に強ひるに親しく藝事を執るを以てするに非ず」と、決して「士」を製造に携わらせることを強制したものではない、との説明を行っている<sup>12)</sup>。

---

運動(2)』と『籌辦夷務始末』に重複して収録されている。『洋務運動(2)』が軍機処檔案からの収録とされているため(中國史學會主編『洋務運動(1)』上海人民出版社、1961年、序例)、本稿では『洋務運動(2)』を底本とし、異同については適宜記述する。

- 9) 本上奏に関しては、すでに大竹、前掲論文、35～37頁において要点部分の書き下しと説明が行われている。本稿においてもこれを参考にした。
- 10) この日本への論及については佐々木揚『清末中国における日本観と西洋観』東京大学出版会、2000年、13～14頁も参照。
- 11) 大竹、前掲論文、36頁。
- 12) 大竹はこれを「技術を使用することと理論の研究と区別して論じた」としている(大竹、前掲論文、37頁)。

更に、総理衙門は「學問素より優れ、差使較や簡たれば、若し此の項に天文・算學を學習せしむれば、程功必ず易からん」等と述べ、翰林院編修、檢討、庶吉士、また「進士出身の五品以下の京外各官」をも天文算学館に入館させることを提案した。すなわち、先の挙人や五貢から、身分が更に上位に位置する翰林院編修、檢討、庶吉士や進士出身者へと入館者の範囲が拡大されたのであった<sup>13)</sup>。同時に、章程において総理衙門はこれらの天文算学館への入館者に対し、手厚い給与の支給と学習後の優遇を取り決めている。

この総理衙門の上奏と章程は裁可されたものの、やがて1867年3月初旬には総理衙門の危惧したような反対意見が上奏される。それは掌山東道監察御史の張盛藻によって行われた<sup>14)</sup>。

張盛藻の反対意見の中核にあるものは、まさしく総理衙門が危惧した、「士」の在り方をめぐるものであった。上奏において張盛藻は「臣愚以爲へらく朝廷の命官するに必ず科甲正途を用ふるは、其の孔孟の書を読み、堯舜の道を學び、明體達用、規模宏遠とならんが爲なり、何ぞ必ず其れをして機巧を習爲し、輪船・洋槍を製造するの理を專明ならしむるや」と述べた。「孔孟の書」と「堯舜の道」を學ぶ「士」が、なぜ蒸氣船や洋式火器の製造などを學ばねばならないのか、と疑義を呈したのである。

また、張盛藻は「臣以爲へらく專館を設立するに、祇だ宜しく欽天監衙門に責成して年少穎悟の天文生・算學生を考取し、送館學習し、西法と中法もて互相ひに考驗せしむるべし。輪船・洋槍に至りては、則ち宜しく工部に精巧の工匠或ひは軍營武弁の心計有る者を遴選し、其れをして専心演習し、其の法を傳受せしむるべきなれば、必ずしも科甲正途の官員を用ひ

13) 翰林院とは「貯才の地」とよばれたもので、将来を約束された若手英才官僚をプールしておく部署であった。坂野、前掲書、26頁ではこれを「いうなれば、天子直属の秘書室」としている。また、岡本隆司『曾國藩「英雄」と中国史』岩波書店、2022年、33～34、36、43頁も参照。

14) 『洋務運動(2)』28～29頁「同治6年正月29日掌山東道監察御史張盛藻摺」。張盛藻の上奏は先の総理衙門の上奏と同様に、その書き下しと概略が大竹、前掲論文、37～38頁にある。本稿もこれを参考にした。また、張盛藻著 周德富・金華校注『張盛藻集』華中師範大学出版社、2017年、267～270頁も語釈などの解説を行っている。



て其の事を肄習せしめ、以て士氣を養ひて責成を専らにせず」と代替案を述べている。まず、天文算学館には欽天監より若年で聡明な者を選んで派遣させることが提案されている<sup>15)</sup>。そして蒸気船や洋式火器の製造については、工部から「工匠」や軍中から物分かりの良い下級武官を選び、彼らに学ばせれば、科挙官僚を用いるまでもない、というのである。ここに表されているのは、軍事技術、武器製造への蔑視であり、故にそれらに従事する者は下等だとする、厳正な秩序観の下での「士」の尊厳である<sup>16)</sup>。

だが、天文算学館をめぐる議論は、張盛藻の意図したものはならなかった。朝廷はただちに上諭を発し、張盛藻の上奏を斥けた<sup>17)</sup>。

15) 欽天監とは暦の制作、天文、気象観測を担当する官庁であった（臨時臺灣舊慣調査會『清國行政法（第1巻上）』汲古書院、1972年復刻版、278～279頁）。尚、この欽天監での奉職を目的として養成されていた者が算学生である。これは前掲注6において述べたように雑途とみなされていた。つまり、張盛藻は天文算学館への入館者を雑途に限定しようというのである。

16) こうした考えを如実に示した者として劉錫鴻が挙げられる。劉錫鴻は挙人で駐英副公使（1872～1877）、駐独公使（1877～1878）を歴任した。その劉錫鴻はイギリスで次のように語っている。「電學者…熱學者…天文學者…氣學者…光學說見前。…惟力學・化學、尚未及睹。此皆英人所謂實學…中國士大夫惑溺其說者、往往附和之。余爲之辯曰、彼之實學、皆雜技之小者。其用可製一器、而量有所限者也。子夏曰、雖小道、必有可觀者焉、致遠恐泥、君子不爲。非即謂此乎。…今西洋之俗、以濟貧拯難爲美舉、是即仁之一端、以仗義守信爲要圖、是即義之一端。…藹藹乎、秩秩乎、雍穆整齊、不因好勝而奮爭心、不恣貪欲而動殺機、生靈之禍、即於是乎息。非然者、一意講求雜技、使趨利之舟車・殺人之火器、爭多競巧、以爲富強、遽謂爲有用之實學哉。中國自天開地辟以來、歷年最多、百數十大聖繼起其間、製作日加精備、其言理之深、有過於外洋數倍者。外洋以富爲富、中國以不貪得爲富。外洋以強爲強、中國以不好勝爲強。此其理非可驟語而明。究其禁奇技以防亂萌、揭仁義以立治本、道固萬世而不可易。彼之以爲無用者、殆無用之大用也夫」（劉錫鴻 朱純校点『英軺私記』湖南人民出版社、1981年、107～110頁）。尚、岡本隆司「華夏と夷狄—劉錫鴻『英軺私記』」岡本隆司・箱田恵子・青山治世『出使日記の時代 清末の中国と外交』名古屋大学出版会、2014年を併せて参照。また、劉錫鴻は「如必欲用機器以壯軍心、可令教操洋人代爲購辦、不必開局自製、不必派官採買、以期得實用而省費、洋館鉅贖固不擇人而售也…若開局自製、則工匠必將私賣以圖利…害已不淺、況又廣募人學習機器、輾轉相教、機器必滿天下、其以此與官軍對壘者、恐不待滋事之洋匪也…故仁義忠信可遍令人習之、機巧軍械萬不可多令人習之也」（『劉光祿遺稿』卷2「讀郭廉使論時事書偶筆」13頁）とも述べ、武器製造や軍事技術者に対する蔑視と不信を表明している。

17) 『穆宗實錄』卷195、35頁、同治6年正月甲申条。

こうして、総理衙門の意向通りに天文算学館が附設されるかに見えた直後の1867年3月20日に、大学士倭仁による上奏が行われた<sup>18)</sup>。倭仁は、朝廷が張盛藻の上奏を却下したことを受けて上奏を行った。こうしたいきさつからも分かるように、彼の上奏は天文算学館への科学官僚の入学に反対、撤回を求めるために行われたものである。

3月20日に行った上奏において、倭仁は「天文・算學の益爲るは甚だ微なりて、西人の正途を教習するは、損ずる所甚だ大」であるという<sup>19)</sup>。そして、「禮義を尚びて權謀を尚ばず、根本の圖、人心に在りて技藝に在らず」と述べるほか、「…學者誠學するも、成就する所は術數の士に過ぎず、古今來未だ術數を恃みて能く衰を起こし弱を振する者有るを聞かず」とも述べているように、倭仁においても、その根底にはやはり技術への蔑視がある。

ただ、倭仁が反対上奏において特に強調しているのは、「…夷人は吾仇なり、咸豐十年、稱兵犯順し…此れ我朝二百年未だ有らざるの辱」「議和以來、耶穌の教へ盛行となり、無識の愚民、半ば爲に煽惑せられ、恃む所の讀書の士、義理を講明せば、或ひは人心を維持すべし」といった、1860年のアロー戦争での敗北、その結果として齎されたキリスト教の布教が人心を乱していることへの反感であった。

これに対して総理衙門はただちに反論を行った。この後、数度に亘って倭仁と総理衙門は上奏を行い、論戦を繰り返した。この両者のやり取りについては、すでに先学による論及があるため、本稿においては紙幅の都合もあり、改めて論じることはしない<sup>20)</sup>。

ただ、先の張盛藻の時とは異なり、総理衙門が倭仁の上奏に対し反論を重ねたのは「該大學士久しく理學に盛名を著はさば、此の論出でて學士大夫從ひて之に和する者必ず衆し」という理由からであった<sup>21)</sup>。また、総理

18) 倭仁は蒙古正紅旗に属する旗人である。その思想は「朱子学原理主義者というべき」ものであったが、学者として著名であり、時の皇帝、同治帝の師傅であった（岡本、前掲『曾國藩』164頁）。伝記については『清史稿』巻391、列伝178を参照。

19) 『洋務運動(2)』30～31頁「同治6年2月15日大學士倭仁摺」。

20) 李細珠、前掲書、169～173頁。大竹、前掲論文、38～40頁。

21) 『洋務運動(2)』31～33頁「同治6年3月初2日總理各國事務奕訢等摺」。

衙門は論争の中で「御史張盛藻の此事を條奏し、明らかに論旨を奉ずるの後に当たりて、臣衙門に投考せる者尚人に乏しからざるも、倭仁倡議より以來、京師各省の士大夫黨を聚めて私かに議し、法を約して阻攔し、甚且だしきは無稽の謠言を以て人心を煽惑せば、臣衙門遂に復た投考する者有る無し。是れ臣等未だ人心を失するの道に有らず、人心の失するは、浮言を倡へる者の之を失するなり。…今人心既に浮言の搖すぶる所と爲れば、臣等勉強するに従し無し」とも述べている。このように天文算学館への志願者が、倭仁の上奏を契機として動揺、激減したことを恐れた総理衙門は、急遽、現段階での志願者の選抜を行う意向を示している<sup>22)</sup>。

だが、結果として朝廷は総理衙門を支持し、却って倭仁を擲擻、批判する上諭を下した<sup>23)</sup>。これにより、同文館論争において反対派の敗北が決定的となったのである<sup>24)</sup>。

## 第2章 楊廷熙

前章で見たように、同文館論争では倭仁らの反対意見が斥けられた。天文算学館を附設することへの朝廷の決意は相当なものであったといえる。だが、実際にはこれで反対意見が止むことはなかった。

折しも、首都北京が位置する直隸省では深刻な干ばつが起こっていた<sup>25)</sup>。これを背景として、論争からおおよそ2ヵ月後の1867年6月中旬に内閣侍讀學士鍾佩賢が上奏を行った。鍾佩賢の上奏は干ばつを天譴と見做し、同治帝やその母、西太后に修身、反省のために直言を広く募るよう求めたものであった。その中で鍾佩賢は論争に触れ、「倭仁の同文館を設くるを諫するや、論旨もて數人を酌保して另に一館を立て以て之を難きとせしむ…羣情遂に疑惑無しとせず…誠に恐らくは敢言の氣此れより沮まれ、

22) 『洋務運動(2)』35～36頁「同治6年3月19日總理各國事務奕訢等摺」。

23) 『穆宗實錄』卷199、9～10頁、同治6年3月癸酉、乙亥条。

24) 上諭による裁定では倭仁の敗北といえるが、倭仁の反対によって天文算学館に入る者は減少した。そのため、天文算学館は「名存實亡」となったという(李細珠、前掲書、173頁)。

25) この干ばつについては、『穆宗實錄』卷203、7～8頁、同治6年5月丙寅条を参照。

唯阿の習此れより開かる、此れ臣の大いに慮<sup>うれ</sup>ふる所なり」と述べている<sup>26)</sup>。朝廷が倭仁に辛辣な上諭を下した結果として、諫言を行う者がいなくなり、阿諛追従のみが行われるようになったというのである。

このような鍾佩賢の上奏に対し、朝廷は「尚ほ未だ深く悉<sup>し</sup>らず」や「並へて未だ其の難きとする所を強ひず」等と述べる一方で、忌憚のない意見を官僚たちに求めた<sup>27)</sup>。

こうした朝廷の求めに応じたのが楊廷熙である。楊廷熙自身の経歴については不明な部分が多いものの、官職については保挙（推薦）によって遇缺即選直隸州知州となったことが分かっている。これは知州ポストに空きが生じれば任官することができるもので、いわば待機人員であった。このように身分の低い「微員」であったため、楊廷熙の上奏は直接に行われたものではなく、都察院による代奏を経て行われた<sup>28)</sup>。前章で見た張盛藻や倭仁が朝廷内の官僚であったのに対し、楊廷熙は朝廷の外にあった者といえる。

この楊廷熙の上奏は極めて長文だが、その視点には独特な部分もあるため、やや冗長だが本章ではこの上奏の概略を述べてみたい<sup>29)</sup>。その際には、前章と重複する部分もあるが、楊廷熙が非難のために引用した前掲の総理衙門の上奏（1867年1月末）に照らして見ていくこととする。

楊廷熙は上奏の冒頭で、同文館の設置という「時政の失」「禦夷失策の

26) 『同治中興京外奏議約編』巻1、6～7頁「請飭廷臣直諫疏」。李細珠、前掲書、172頁。

27) 『穆宗實錄』巻203、11～13頁、同治6年5月戊辰条。

28) 楊廷熙の上奏を代奏した都察院によると「籍隸四川瀘州、由教諭保舉遇缺即選直隸州知州」とある（『洋務運動(2)』42～43頁「同治6年5月29日都察院左都御史靈桂等摺」）。尚、清朝における上奏は形式やそれを行うことが可能な身分など、厳格に定められていた。そのため、楊廷熙は代奏という形式に拠らざるを得なかったのである。例えば、黨武彦「清代档案史料論序説—乾隆期の日本人漂流民送還関係軍機処録副奏摺を素材として」『東京大学史料編纂所研究紀要』第13号、2003年、152頁を参照。

29) 楊廷熙の上奏は『洋務運動(2)』43～50頁「同治6年5月22日楊廷熙條」。尚、前掲注8で述べたように、この上奏は『籌辦夷務始末』に採録されているが（『夷務』巻49〔1732〕「楊廷熙摺」同治6年5月辛巳）、『洋務運動(2)』と『夷務』では若干の異同がある。これについては後掲注31、32を参照。

致す所」が干ばつをもたらしたと指弾する。そして「臣以爲へらく同文館の議、或ひは中止すべし」と同文館の廃止を求めた。その根底には「自來奇技淫巧、衰世の爲す所」と述べるような、技術への蔑視がある。こうした点は先の張盛藻や倭仁と同様だが、更に楊廷熙は総理衙門の上奏に対し「不可解なる者」として、10カ条の非難を行っている。

まず、前章でも触れたような西洋人を師とすることが恥ではなく、人に及ばないことが天下の恥だとして発奮を促した総理衙門に対し、楊廷熙は「不解者一」として反論する。そして、中国にとっての最大の恥とは、中国で西洋が毒を流し続け、西洋人が乱を起こすことだと述べる。アヘン戦争やアロー戦争による敗北を列挙し、これらに対する報復こそが「天下を激勵」できるものだと指摘した上で、「…今日共に天を戴かざるの驕を恥とせず、星宿を知らざるの士を羞とす、何ぞ大恥を忘れて小恥に務めるや」と結んでいる。

次に楊廷熙が「不解者二」とするものは、総理衙門が「西人製器の法、度數よりして生じざるは無し」「其の法本中國の法なるも、特に西人縝密にして、運思に善し」と述べたことに対するものである。総理衙門は、数学が西洋人の機械・兵器製造の根本であることや、その数学や天文については、本来は中国から起こったものだが、現在では特に西洋人が緻密な運用を行っているとする。

これに楊廷熙は「意ふに以て天文數學に深明なるは西人に過ぐる無しと爲すは、此れ又見る所の廣からざるなり」と述べている。楊廷熙は渾天儀などの中国古来の天文、数学の装置や書物を挙げ、西洋に勝るとも劣らないものだとする。また、康熙から乾隆にかけての徐文靖の『山河兩戎考』や胡煦の『周易函書』といった天文や数学に関する書物を挙げ、それらにこそ学ぶべきだとする<sup>30)</sup>。

また、総理衙門が「輪船機器を製造するに、苟も西士に藉して先導と爲し、機巧の原・製作の本を講明せしむるにあらざれば、竊かに恐らくは師心自用となり、徒らに錢糧を費やさん」と述べたこと、つまり、蒸気船を

30) 徐文靖については『清史稿』巻485、列伝272、胡煦については『清史稿』巻290、列伝77を参照。

始めとする機器の製造に関し、西洋人を師とするのでなければ資金の空費に終わるとの懸念を、楊廷熙は「不解者三」として「意ふに必ず輪船機器を以て西洋の恃みて以て中國に制勝するの具と爲し、亦た輪船を用ひて以て輪船に敵し、機器もて以て機器を禦ぐ、其れ策の尤も非なり」と反論している。

では、西洋の蒸気船や機器に対抗するために中国は何を頼みとするべきなのか。ここで楊廷熙は「夫れ利器有るは、其の事を善くするの工有りて器始めて利となり、事を善くするの工有るも、善く用ふるの人無くば、其の器利とならざるに在り。即ひ善く用ふるの人有るも、人の焉に能く之を破るに遇はば、其の器仍ほ利とならず」と論じる。機械や兵器といった技術などよりも、人材こそが重要だというのである。

このような技術よりも人材の重視は、次の「不解者四」において更に展開される。「不解者四」は、総理衙門が「論者察せず、必ず臣等を以て不急の務めと爲さん」と述べたことへの反論である。総理衙門は、天文算学館の附設を「不急の務め」として反対する者たちを批判した。

これに対し、楊廷熙は「…此の時當務の急爲るは、天文に在らずして人事に在り、算術機巧に在らずして政治の修明に在り」と反論している。

また、総理衙門が「不急」ということに続けて「中國の宜しく自強を謀るべきこと、今に至りて已に亟かなり」と述べ、自強こそが急務だとした点に対し、楊廷熙は「不解者五」として「夫れ自強の道、豈に天文・算數・輪船・機器に在るや」と疑義を呈する。その上で「至誠無息の令主」と「各の其の職を盡くすの臣工」が揃ってさえあれば、天下は恐れ懐き「蠻夷」でさえ服従するだろうと述べる。ここにおいても、先の「不解者三」と「不解者四」と同様に、技術などより人材を重視する姿勢が貫かれている。

その最も重要であるはずの人材について、総理衙門が「翰林・進士・五項の正途の京外官員を招取して考試もて録取し、西人を延聘して在館の教習とす」と定めたことを「不解者六」において批判する。これは前章でも述べたように、総理衙門が正途出身者を選抜し、天文算学館において西洋人の下で学ばせようとしたものである。

まさに天文算学館附設の骨子ともいべきものだが、楊廷熙は「此れ尤

も大ひに風教を傷つく」として反対を表明している。その理由は西洋人が「敵國」「世讎」であるためだが、同時に「…即ひ多材多藝の層出すること不窮なるも、華夷の辨嚴ならざるを得ず、尊卑の分定まらざるを得ず…」という華夷思想が表明されている。

このように「夷」であり「卑」である西洋人から正途出身者が教えを受けるなどとなれば、籠絡されて「…忠義の氣此れより消え、廉恥の道此れより喪ひ、機械變詐の行此れより起こる」となるに違いない、と楊廷熙は危惧しているのである。

こうした正途出身者たち、いわゆる「士」に西洋人が教授を行うこと、特にその内容が製造や技術であったことについて、楊廷熙は以下の「不解者七」と「不解者八」において批判を加えている。

まず「不解者七」は、総理衙門の「西洋各國輪船の製を講求するに、<sup>たが</sup>互相ひに師法とし、制作日に新たとなれば、雇買し以て其の用に應ずれば、計は便なりと雖も法は終に人に在り、講求し以て其の源を得れば、法は既に明らかにして用は將に我に在らんとす、因て同文館を開設す」という意見への反駁である。これは、西洋から蒸気船を購入する方が簡便であるが、結局はその製造方法を理解すれば、十分に活用することができる、とした意見である。

これを楊廷熙は「知らずや其の計亦た<sup>もと</sup>左り、其の謀も亦た<sup>つたな</sup>拙きを」と批判する。楊廷熙は、蒸気船や機械・兵器などは西洋人が中国から利を貪るための手段であるため、その製造方法の核心を教えることは決してない。西洋人がたとえ教えたとしても、防御や攻略の方法については教えるだろうか、と問う。

楊廷熙は続けて、将来、科挙官僚が「工匠」に技術を教授し、海や川の水勢や浅深、蒸気船の運用方法などを「水手」に教える、このような労力を費やして果たして成功できるのだろうか、と疑義を呈する。そして、「知るべし天の時は地の利に如かず、地の利は人の和に如かずを」と結んでいるが、この議論の前提にあるものは、科挙の及第者である「士」と、「工匠」「水手」といった「庶」との差別である。

こうした「士」と「庶」の差別は、次の「不解者八」において更に強調

される。総理衙門は「李鴻章・左宗棠等皆能く其の理に深明にして、其の説を堅持し、或ひは藝局を設け、或ひは機器局を設け、兵弁と少年子弟を揀派し、洋人を延請し、教へるに語言・文字・算法・畫法を以てし、以て將來輪船機器を造るの本と爲す。此れより以て觀るに、是れ西學の急ぎ肄習を爲さざるべからず」と上奏で述べた。これは、当時、地方督撫であった左宗棠や李鴻章が兵器製造のために、その所轄地域に「藝局」や「機器局」といった西洋式の軍需工場を設置し、「兵弁（兵士と下級武官）」や少年子弟を派遣して西洋人による言語、文字、算術、製図の教育を行っていたことに触れたものである。当然のことながら、総理衙門はこれら地方督撫の試みを模倣すべきものとして挙げている。

だが、楊廷熙はこうした西洋式軍需工場の設置について「疆臣の之を行ふは則ち可なるも、皇上の之を行ふは則ち不可なり」とする。また、西洋人からの言語等の教授については「兵弁の少年・子弟の之を學ぶは猶ほ可なるも、科甲官員の之を學ぶは斷じて不可なり」と言明する。この理由について、楊廷熙は「疆臣の制作、信從するは一省一時に過ぎず、朝廷の詔令、遵守するは則ち天下萬世に在り。兵弁の子弟の之を學ぶは、其の藝事を成すに過ぎず、科甲の官員の之を學ぶは、即ち風俗を寢成すべし。蓋し科甲の官員、四民の瞻仰し、天下の崇奉する所の者なり」と述べる。ここでは「制作」と「詔令」、「兵弁の少年・子弟」と「科甲の官員」、「藝事を成す」と「風俗を寢成す」がそれぞれ対句表現となり、前者は「庶」の、後者が「士」の範疇に相当するものである。同時に、前者は軍事技術、兵器製造に関連したもので、「瞻仰」や「崇奉」の対象とは決してなりえないものであった。

また、「士」に対し「夷」である西洋人が教授を行うことがあってはならないとは、これまでも述べられてきたことであった。だが、ここでは更にキリスト教にも論及されている。すなわち、西洋人の下で学習した、若い科挙官僚がおよそ20年後に朝廷の大臣や地方督撫に昇進した際には「皆惟だ教へのみ是れ從ひ、惟だ命のみ是れ聽く」ことになるだろう、また「…恐らくは天下の人、科甲尚且つ學習するに因つて、遂に相習ひて風と成す」と述べ、「士」が「瞻仰」や「崇奉」の対象となるからこそその危惧



を表明している。そして、やがて行いのよろしくない者、愚かな者、ならず者たちが天文・算学の学習を名目に群れを成し、西洋人と共に騒動を起こすかもしれないと言う。

そして最後に、楊廷熙は「不解者九」と「不解者十」において、同文館の制度と総理衙門自体に対して批判の矛先を向ける。

総理衙門は同文館への志願者を増加させるため、「事は創始に屬さば、立法宜しく詳なるべし、課程を嚴にせんと欲さば、必ず須らく廩餼を優給し、鼓舞を期さんと欲さば、必ず當に升途を量り予ふべし」との要請を行った。つまり、同文館学生への給与と昇進における優遇を定めようとしたのであった。

このような優遇に対し、楊廷熙は「竊かに思ふに賞罰は天下を驅策するの大柄爲れば、賞罰宜しく公たるべし、祿養宜しく厚たるべし、豈に僅かに同文館一處に之を行ふや」と反対を表明している。この背景には、反乱が続発する中で「…軍士の飢譁<sup>しばし</sup>屢ば告げられ、京外大小官員の廉俸裁撤せられ、未だ増加を見ず、公に従ひ枵腹」しているといった文武官の困窮があった<sup>31)</sup>。

次に「不解十」とされたのは、総理衙門が「外人の物議多しと雖も、當局の權衡宜しく定まるべきなれば、臣等此に之を籌すること熟なり」と述べたことに対してであった<sup>32)</sup>。これは、局外者が喧しくなることを仄めかし、それに惑わないようにされたい、と朝廷に求めたもので、先の張盛藻や倭仁、そして楊廷熙などによる反対を見越したものと言えよう。

これに対し、楊廷熙は「此の言尤も己見に偏執し、專擅挾持し、皇上に啓くに拒諫飾非の漸を以てするに屬す」と強く反発した。そして、従来、清朝では制度や官職の変更などについては廷臣会議を開催し、その結論を受けた後の施行であったことを挙げ、「所以に專擅の諸弊無し」と指摘す

31) 『洋務運動(2)』においては「軍士譏諍屢告」とあるが、『夷務』では「譏」を「飢」に作っている。意味の上から「飢」が妥当と考えられるため、本稿ではこの部分を『夷務』に依拠した。

32) 『洋務運動(2)』では「外人之物議雖多」とあるが、『夷務』では「物議」が「疑義」と改められている。

る。

しかしながら、楊廷熙の見た同文館論争の際の総理衙門の態度は、まさしくそれらに違背するものでしかなかった。科挙官僚を「夷狄」の下で学ばせようとする「重大事件」について「豈に總理衙門數人の私見もて遂に能く決然と之を行ひて弊無からんや」と批判する。そして、総理衙門が敢えてこのような「天理」や「人心」、「衆論」に悖る行いをし、「夷夏の防」を破壊しようとしていることは、楊廷熙にとって理解し難い暴挙であった。

### 第3章 「微員」のまなざし

前章で述べたように、楊廷熙は総理衙門の上奏に対して10カ条にも及ぶ長大な批判、反論を行った。その中には西洋人を「夷狄」とし、アヘン戦争以来の報復を求めた攘夷、華夷思想がある。また、技術、特に軍事技術への蔑視があり、それらを「士」が学び、従事することへの拒絶もあった。だが、これらは先に張盛藻や倭仁においても述べられ、朝廷が厳しく斥けたものであった。たとえ楊廷熙が朝廷に翻意を求めようとも、容易ではなかったと思われる。では、楊廷熙が上記の点と共に朝廷に述べようとしたこと、楊廷熙独自の視点、換言すれば、張盛藻や倭仁が殊更述べる必要がなく、楊廷熙であればこそ表明する必要があったものとは何だったのだろうか。本章ではそれについて述べていきたい。

ここで10カ条を改めて見ると、上述の点以外に繰り返し述べられているものがある。それは人材登用についてである。前章で述べたように、「不解者三」、「不解者四」、「不解者五」が、それらを強調したものといえる。

こうした人材登用を論じる前提として、楊廷熙は「…中國は人材の淵藪爲り（不解者二）」と中国における人材の豊富さを誇示する。では、このように豊富な人材を擁する中国において、西洋人が横行するような事態となったのは何故か。これについては「何ぞ康熙の時に西洋輪船數隻の岸に近づくを准さず、彼即ちに俯首聽命し、敢へて内地に一步を入れざるや。道光・咸豐に及び、沿海の將帥督撫、開門揖盜し、内廷の大臣は耳を以て目と爲し、先づ畏憚の心を存し、旨を請ひて屢ば寛容を示すに、彼愈よ兇

餓を張る（不解者三）」とされている。ここでは、中国の現状を招いたのは「沿海の將帥督撫」と「内廷の大臣」といった朝廷内外の当局者たちだとしている。

ここに至って、人材登用から現状批判へと議論は転化していく。

特に「内廷の大臣」や吏部、戸部、兵部、工部といった各官庁に対しては、その無策を指摘している（不解者五）。だが、楊廷熙が特に批判の矛先を向けたのは、これら朝廷内部の無策以外に、賞罰などの人事における不公正、不公平であった。

朝廷に対し、楊廷熙は「朝廷急ぎ宜しく憂ひ勤めて<sup>おそ</sup>惕<sup>はげ</sup>れ厲み、其の神武を奮ひ、或ひは旁らは招き遠くは詔し、天下の人才を求め、或ひは博く訪れ周く咨り、民間の疾苦を知るべし。近くは樞密の大臣に責し、本を正し源を清らかならしめ、深謀遠慮もて、務めて一法を立つれば必ず舊章に戻らざるを思ひ、一令を行はば必ず永く衆志に孚すを期し、敷衍了事となるを得ず、唯だ阿<sup>おもね</sup>り取容となるを得ざらしめよ（不解者四）」と求めている。これは逆説的に言えば、当時の朝廷は「天下の人才」を求めず、「民間の疾苦」を知らず、大臣たちは「唯だ阿り取容」する者で溢れていたことになる。

楊廷熙の見るところでは、このような中では人事の不公正が行われることは必然であった。楊廷熙は、功績をあげようと罪を犯そうと、捐納によって賞罰に不公正が生じていることを指摘する<sup>33)</sup>。まさに「廷臣の薦舉せるは、半ば皆罪を獲たるの人員なり（不解者四）」であり、その結果として「披堅執銳なる者、半ば目して夤縁と爲り、循行數墨なる者、厚く其の爵賞を膺<sup>う</sup>く、將に何を以てか戎行に勵みて士氣を伸ばさん（不解者九）」と不満を吐露している。読書を語るも上辺の理解にとどまりながら、浅薄な知識をふりかざし、巧言と追従により恩賞を得た者への批判とみられ、先の「唯だ阿り取容」にも通じるものといえよう。

33) 捐納とは金銭を納めることによって任官、昇進等の資格を得ることを指す。捐納、特に楊廷熙が上奏において述べた「捐免」「捐復」については、『清國行政法（第6巻）』220～227頁、232～234頁、伍躍『中国の捐納制度と社会』京都大学学術出版会、2011年、368～369頁を参照。

更に、こうした不正は大臣のみに該当するものではなかった。先述の朝廷に対する要求の中では、続けて「條例の無益なるは之を除き、胥吏の法の弄ぶを免き、黜陟の無實なるは之を駁し、督撫の權を専らにするを免き、天に應ずるに實を以てし文を以てせず、事を敬して信にして欺く所無し（不解者四）」となるように求めている<sup>34)</sup>。

ここで除去の対象とされていることからわかるように、大臣と並ぶ不正なものとして指摘されたのは、「胥吏の法を弄ぶ」ことであった<sup>35)</sup>。こうした胥吏について、楊廷熙は「嘗て見たるに久しく奏調を経るの保舉の人員、部曹・胥吏竟に論旨を不問に置き、輒ち敢へて駁斥す。外臣の奏參を経る者、此れ律例の煩苛なりて、曹司胥吏の中より舞弊するを得る（不解者四）」と述べる。これは、各部で部曹（司官）や胥吏といった中下級層が、上に取り次ぐべき外部からの官僚の推挙や弾劾を遮断しているとのことである<sup>36)</sup>。結果として、推挙や弾劾が実際とはかけ離れたものとなる<sup>37)</sup>。

続けて、このように朝廷内で助長された不公正が齎した、いわばしわ寄せとして「…資格は限りありて自効に難く、賢才所以に消阻すること多し、官祿薄くして以て養廉する無く、士夫所以に職業に荒す（不解者四）」との表現がなされている。先述の「不解者九」で述べられた官僚の窮乏に通じるものといえる。不公正が横行する一方で、「士」が不遇に置かれて

34) 「敬事而信」の出典は『論語』學而第一。訓読や解釈等については金谷治訳注『論語』岩波書店、1999年、34～35頁を参照。

35) 胥吏については宮崎市定「清代の胥吏と幕友－特に雍正朝を中心として」『宮崎市定全集14』岩波書店、1991年（初出は『東洋史研究』16巻4号、1958年）を参照。胥吏とは中央、地方の官庁にあって、官と民の間にあって法に通じ、行政の実務を担った者である。宮崎、前掲論文では胥吏を「一口で言えば官庁における事務請負人とも称すべき者」とする。その起源は人民の労役奉仕にあるため無給であった。そのため胥吏は人民から手数料を徴収していた。これらの点や、前掲注6において述べたように胥吏は雑途と見做されていたことから、科挙官僚からは蔑視の対象となっていた。

36) 各官庁は、長官に相当する堂官（尚書2名、侍郎4名）、司官（郎中・員外郎・主事の三段階で、郎中は局長クラス）、書記にあたる筆帖式、末端機構の胥吏から成っていた（坂野、前掲書、25～26頁）。

37) この点については、楊廷熙自身が保举出身であったことを踏まえると、自身の境遇を反映させたものとも考えられる。

いる状況を楊廷熙は糾弾したのであった。

また、総理衙門の「專擅挾持（不解者十）」を指摘し、更に上奏の末尾では同文館と同名の宋代の同文館獄を挙げて「宋史を考するに蔡京等の權に當たるに、忠良を殘害し、正士を排斥し、己に異なる者有らば、即ちに同文館獄に下す」と述べている<sup>38)</sup>。ここからは豊富な人材の意向をくみ取ることなく、総理衙門の意見のみに固執する朝廷への批判が見られる。

こういった楊廷熙の上奏に対し、朝廷はただちに上諭を發した<sup>39)</sup>。朝廷は「嗚呼たる數千言、甚だしく荒謬に屬す。茲に該知州陳する所の十條に據るに、陳言を撫拾し、自炫を希圖するに過ぎず…楊廷熙同文館の設に因って、並べて各部院大臣を詆及す。試思するに楊廷熙知州の微員なるを以て、在京の王大臣を痛詆するは、是れ何の居心なるや」としたうえで、翰林院出身の大官である曾國藩や李鴻章が対外交渉を担っている現実に触れるなど、「微員」楊廷熙の上奏を批判した。そして、倭仁に対してその指嗾を疑い、改めて批判を行いながら、楊廷熙自身に対しては「楊廷熙に至りては草莽の無知なれば、此の求言の際に當たりて、朝廷寛大なれば、姑く深責せず」と、その上奏を却下したのであった。

## おわりに

本稿では同文館論争における反対意見として、張盛藻、倭仁、楊廷熙の上奏について若干の検討を行った。そこに共通するものは、技術への蔑視、西洋人やキリスト教への敵愾心である。そして、それらは「士」の尊嚴と「庶」への差別、また、アヘン戦争以来の敗北に根差したものであった。

「士」の尊嚴がいかに反対派にとって重要であったかについては、当時朝廷内にあった翁同龢が、この論争を「朝堂水火のごとく、専ら口舌を以て相争ふ、細きに非ざるが故なり」と述べていることから窺い知ること

38) 前掲注29。

39) 『穆宗實錄』卷204、30～31頁 同治6年5月辛巳条。この上諭において、朝廷は張盛藻や倭仁に対しても「其見識拘迂」と改めて批判している。

ができる<sup>40)</sup>。反対派にとって、まさに問題は天文算数学館の附設にとどまるものではなかったのである。だが、本稿でも述べたように、これら反対派の議論は当時の清朝内外の情勢に沿ったものではなかった。故に、より現実的な対応を迫られる朝廷、総理衙門は断固としてこれを斥けた。

これらの点に鑑みれば、同文館論争は伝統と近代の対立、保守派（反対派）の抵抗と見ることは妥当である。しかし、反対を表明した者たちの視点が全て同じであったわけではない。特に楊廷熙は上記の内容以外にも、人材登用について多くを訴えた。やがて、その人材登用に関する訴えは現状への疑問、批判へと展開されていく。そして、批判の矛先は天文算学館の設置を建議した総理衙門のみではなく、中央官庁に相当する六部やそこで働く胥吏、朝廷内の大臣へと向けられていった。

このように、楊廷熙の上奏が張盛藻と倭仁とは異なった部分を持つに至った背景として、「はじめに」で述べたような三者の身分上の相違がある。張盛藻は掌山東道監察御史、倭仁は大学士といった朝廷内の官僚であった。一方、楊廷熙は遇缺即選直隸州知州という待機人員に過ぎなかった。この身分上の差異、特に待機人員という不満が楊廷熙の上奏に反映されていると考えられる。官僚としての自身の地位の向上、政治参加への要求が背景にあるとみることでもできよう。当時は太平天国の乱という未曾有の反乱の直後であり、その鎮圧の軍費を得るために捐納が盛んに行われて待機人員の増加、「就職難」が進んだ<sup>41)</sup>。そのために楊廷熙が以上のような不満や要求を抱いたとしても不思議ではない。

だが、これを「微員」の不満、不平とのみ捉えるべきではない。

その意義について考える手掛かりとなるのが、後に駐英公使となる郭嵩燾の記述である。郭嵩燾は楊廷熙の上奏を読み、その日記（同治6年8月22日）に「其の言尚直なりて、然して恰も一として竅語に中たる無し。中外競ひて其の文を傳誦せるは、乃ち宋より以後、議論繁多なるは、徒らに

40) 翁萬戈編 翁以鈞校訂『翁同龢日記 第2巻』中西書局、2012年、557頁、同治6年3月20日条。

41) 夫馬進「中国近世の官職授与制」吉田光男編著『東アジア近世近代史研究』一般財団法人 放送大学教育振興会、2017年、50頁。

流俗の稱譽を博すを以てせばなるを知るのみ。事理に按切せば、則ち之を失すること遠し。…楊の同文疏内、四条は胥吏の弊弊を論じ、五条は六部堂官の其の職を失ふを論ず、亦た稍や近日の情弊に中たるも、言の浮泛なるあり、事理にも亦た時に出入有り、終に亦た捕風捉影の談あるのみ。…大抵皆總理衙門原奏の一二語を引きて之に駁正を加へ、其の終に正途學習の成命を收回するを請ふ、摺尾に蔡京の同文館獄を起こすを引き、謂へらく同文館は宋時の獄名に係ると、考據亦た殊に疏舛なり」と記している<sup>42)</sup>。

この郭嵩燾の記述からは、当時、楊廷熙の上奏を「中外競ひて其の文を傳誦」したことがわかる。また、郭嵩燾自身もその内容を批判しながらも、「稍や近日の情弊に中た」っているなどと評している。これは、楊廷熙による現状への批判が、多数の朝廷内外の官僚に共有されていたことを示している。

やがて、楊廷熙の上奏からおよそ30年後には日清戦争の敗北という危機を受け、戊戌の変法が行われた。この変法は康有為の代奏を発端とするものであった。一見すると、その骨子は西洋の制度等の抜本的な導入であったが、同時に人材登用も提案され、胥吏への対策や下級官僚の政治への参加が示されている<sup>43)</sup>。

このように見れば、楊廷熙の上奏は後の変法派にも通じるものがあり、

42) 郭嵩燾 梁小進主編『郭嵩燾全集(9)』岳麓書院、2012年、293～294頁、同治6年8月22日条。郭嵩燾は中国史上初の常駐外交使臣として著名だが、非常に開明的な思想を持ち西洋への理解を示した。また進士の資格を有した科挙官僚であり古典研究も行った。郭嵩燾の思想や動向については佐々木、前掲書、第2章のほか、小野泰教『清末中国の士大夫像の形成 郭嵩燾の模索と実践』東京大学出版会、2018年、苗婧「郭嵩燾の西洋認識-「附会」論と文明観を手掛かりに-」『洛北史学』第22号、2020年を参照。同文館論争に際し、總理衙門に対する郭嵩燾の考えについては、小野、前掲書、70～72頁を参照。

43) 戊戌の変法については坂野、前掲書、430～451頁を参照。また、変法の原動力ともいべきものが康有為の政治権力の要求であったことについては、宮古文尋『清末政治史の再構成-日清戦争から戊戌政変まで-』汲古書院、2017年に詳しい。尚、同書については拙書評を併せ参照されたい(根無新太郎「宮古文尋著『清末政治史の再構成-日清戦争から戊戌政変まで-』(汲古叢書144、汲古書院、2017年)」『東アジア近代史』第23号、2019年)。

その祖型と見做すこともできよう。楊廷熙においても伝統的価値観に固執していたわけではなかった。その強い現状批判は危機感と表裏をなすもので、それが機器に代表される洋務ではなく、自身の境遇も踏まえた人材の登用という問題において発露されたものといえるのではないだろうか<sup>44)</sup>。

一概に保守派というものの、その背景や立場は多様かつ複雑である。しかし、近代化を自明の理とするような従来の研究においては、伝統との対立を重視するあまり、天文算学館への反対意見を伝統的な価値観に固執した保守派などと一括りにすることが多かった。本稿で主に述べた楊廷熙について見れば、そのような単純な図式が当てはまらないことがわかる。このような多様な存在を前提にしたうえで清末の近代化、洋務運動は論じられるべきであろう<sup>45)</sup>。以後の清末中国において保守派とされる人物に対しての個別的な検討及びその積み重ねについては別稿に期すこととしたい。

---

44) 人材の重要性、登用については楊廷熙に限ったものではなく、清末に多く論じられたものであった。早くは魏源が論じており（小野川秀美『清末政治思想研究』みすず書房、1969年、9～10頁）、また、例えば日清戦争直後にも論じられている（戚其章主編『中国近代史資料叢刊統編 中日戦争（第3冊）』中華書局、1991年、439～441頁「(2435) 南書房翰林張百熙奏爲和議雖成應急圖自強並陳管見摺」光緒21年閏5月初7日。尚、本史料については歴史学研究会編『世界史史料9 帝国主義と各地の抵抗Ⅱ』岩波書店、2008年、130～131頁に並木頼寿氏による和訳がある）。

45) 例えば、保守派とされた人々を見てもその背景は一様ではなかったように、清末中国の政治や社会構造は極めて複雑、多様であったといえる。そうした、いわば「中国の論理」を把握したうえで中国の近代化を論じることの必要性を説き、同時期の日本との比較について、制度の受容や技術の巧拙などといった表層部のみに目を向けて優劣、評価を論じるような短絡的な議論を「結果論であって、いわれのない偏見」とする警鐘については岡本隆司『中国の論理 歴史から解き明かす』中央公論新社、2016年、130～146頁を参照。